

建設工事業者 様

契 約 課 長

工事費内訳書の提出における留意点について（通知）

日頃より本市の契約事務にご協力いただきありがとうございます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正に伴い、平成27年度より建設工事の入札の際には、必ず工事費内訳書を提出していただくとともに、その工事費内訳書に不備がある場合は入札書を無効とすることがある旨、これまでも通知してきたところです。

しかしながら、不完全な工事費内訳書の提出により、入札書が無効となる事例が依然として発生しており、落札候補者となりうる金額で入札しながらも、入札書が無効となる事例も見られます。

つきましては、工事費内訳書の提出にあたっては、下記事項に今一度注意して作成及び提出いただきますようお願いいたします。

注意点

【作成時のチェック】

○以下の項目に記入漏れや誤記はないか。

- ☐ 「年月日」、会社の「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名」
「工事名」「工事場所」、直接工事費内訳の「工種等」など

○内訳金額等が正しく計算されているか。

- ☐ 「直接工事費計」が「工種等」の合計額と一致
- ☐ 「直接工事費計」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の合計が
工事費内訳書の総額と一致
- ☐ 入札金額と工事費内訳書の総額が一致
※「値引」「端数処理」など経費の根拠が不明確な記載はしない
※「工種等」ごとに内訳金額を記載すること など

【提出時のチェック】

○工事費内訳書が正しく添付されているか。

- ☐ 別工事の工事費内訳書ではないか。
- ☐ 工事費内訳書とは関係のない書類ではないか。
- ☐ ファイル形式は読み込み可能な一般的なものか（電子入札システム利用時）。

【お願い】

工事費内訳書は御社独自の様式を使用可としておりますが、本市提供の工事費内訳書は必要事項があらかじめ入力されておりますので、できるかぎり本市提供の工事費内訳書を使用していただくようお願いいたします。

《参考》

「岐阜市競争入札心得」

1 1 入札の無効

（1 1）工事費内訳書又は技術提案書の提出を求められた場合において、指定された期限までに、当該工事費内訳書若しくは当該技術提案書の提出をしない者のした入札又は当該入札に係る積算金額と入札金額が著しく相違する工事費内訳書その他入札者の名称、工事名等の必要事項を確認し難い工事費内訳書を提出した者の入札